
平成18年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成18年3月6日(月)

1. 議事日程第2号

平成18年3月6日(月) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長の報告)
 - 第 2 追加議案の上程
 - 第 3 町長の提案理由の説明
 - 第 4 議案質疑(議案第4号から議案第53号、議案第60号から議案第67号)
 - 第 5 特別委員会の設置について
 予算特別委員会及び基地対策特別委員会
 - 第 6 特別委員会委員の選任について
 - 第 7 上程議案並びに請願、陳情、要請の委員会付託
(議案第4号から議案第53号、議案第60号から議案第67号、請願1件、陳情3件、要請1件)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程の変更について(議会運営委員長の報告)
 - 日程第 2 追加議案の上程
 - 日程第 3 町長の提案理由の説明
 - 日程第 4 議案質疑(議案第4号から議案第53号、議案第60号から議案第67号)
 - 日程第 5 特別委員会の設置について
 予算特別委員会及び基地対策特別委員会
 - 日程第 6 特別委員会委員の選任について
 - 日程第 7 上程議案並びに請願、陳情、要請の委員会付託
(議案第4号から議案第53号、議案第60号から議案第67号、請願1件、陳情3件、要請1件)
-

出席議員（19名）

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10 番	日 隈 久美男
11 番	佐 藤 健次郎	12 番	後 藤 勲
13 番	穴 井 丈 洋	14 番	神 田 義 彦
15 番	安 達 宏 彦	16 番	片 山 博 雅
17 番	繁 田 弘 司	19 番	小 野 菊 男
20 番	横 山 富 夫		

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高 倉 益 雄	議事係長	横 山 弘 康
------	---------	------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	助 役	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総務課長	小 幡 岳 久
企画財政課長	大 塚 章 雄	税務課長	梅 木 孝 憲
福祉保健課長	松 山 照 夫	住民課長	中 尾 拓
建設課長	合 原 正 則	農林課長	秋 吉 徹 成
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小 川 敬 文	商工観光課長	河 島 広太郎
水道課長	荒 木 昭 洋	会計課長	日 隈 駿 一
人権・同和 対策室長	大 蔵 喜久男	学校教育課長	坪 井 万 里
社会教育課長	佐 藤 左 俊	社会教育課参事	宿 利 博 実
わらべの館館長	酒 井 恵一郎	行政係長	村 木 賢 二

午前10時03分開議

○議 長（横山富夫君） おはようございます。

本日の会議に途中退席の届出が提出しておりますので報告いたします。

執行部につきましては、坪井学校教育課長公務のため途中退席の届が提出されております。

ただ今の出席議員は19名です。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議 長（横山富夫君） 日程第1、日程変更について、議会運営委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長佐藤健次郎君。

○議会運営委員長（佐藤健次郎君） 皆さんおはようございます。

3月2日、町長から追加議案の申し出がありましたので、本日9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。

議案第67号、土地取得について、以上1議案につきまして執行部より説明を受けました。

協議の結果、平成17年度事業でありますので、上程することとしました。

どうかよろしくご審議の程お願い申し上げます。

議会運営委員会の協議の結果につきましての報告を終わります。

○議 長（横山富夫君） ただ今、議会運営委員長より追加議案に伴う議事日程の変更について、委員会協議の結果の報告がありましたが、報告のとおり決することに異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付してあります変更日程表のとおり行うことに決しました。

日程第2 追加議案の上程

○議 長（横山富夫君） 日程第2、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第67号を上程することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は上程することに決しました。

事務局長に追加議案の朗読をさせます。高倉事務局長。

○事務局長（高倉益雄君） 議案の朗読。

議案第67号 土地の取得について
以上であります。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（横山富夫君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） おはようございます。

本日は、この定例会におきまして議案質疑の日でございますけれども、開会日をお願いしておりました追加議案上程のために、早朝より議会運営委員会を開催していただき、日程を変更していただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

それでは、本日追加提案いたします議案1件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

追加議案集の1ページであります。議案第67号は土地の取得についてであります。

本案は、九州旅客鉄道株式会社の所有いたしております豊後森駅機関庫跡、豊後森機関区跡地周辺の土地を取得しようとするものであります。

ご存じのとおり、玖珠町の玄関口として位置付けられている豊後森駅の構内にあります機関庫につきましては、その風情が魅力的であることは勿論、玖珠町の中でも人が集まりやすい立地にあることから、これをまちづくりの資源として利活用を要望する町民の声が高まってきたところであります。

平成14年の2月にはまちづくり団体であります「豊後森機関庫保存委員会」から、豊後森機関庫を国指定の登録有形文化財として保護保存していただきたいと、町の方でしていただきたいという2万2,400人余りの署名を伴った要望もあったところであります。

また、同時期当玖珠町議会におきましても、同趣旨の陳情を受けられ、14年の第2回玖珠町議会定例会において、同陳情を採択されてきたところであります。

玖珠町といたしましても、このような住民の声、まちづくりのパワーを重要視いたしまして、これからのまちづくりに活かしていきたいというふうな考えのもとに、今回この用地を鉄道関係の公園用地として取得いたしたいので、地方自治法96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例の第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

追加議案とは別に参考資料として図面を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上、追加議案第67号、土地の取得について提案理由の説明をさせていただきました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案質疑

○議長（横山富夫君） 日程第4、これより議案質疑を行います。

議案集5ページをお開きください。

議案第4号、玖珠町コミュニティー推進条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） この条例の制定は、指定管理者制度に基づく条例の制定であろうかと思いますが、第4条の中で「核となる自治会館の維持管理」であります。町長は、議会開会日、平成19年4月1日を目途にスタートしたいと申し出ておりましたが、後1年間の準備期間があるかと思いますが、これから各自治区の自治会館の協議において独自のカラーが出ようかと思いません。メリット、デメリットの点について伺います。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

地域コミュニティーの推進条例は、あくまでも地域コミュニティーを推進するための基本条例でございます。

それから、自治会館の、第4条ですね、「町は、コミュニティーづくり推進のため核となる自治会館の維持管理について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」ということでございますので、19年の4月1日を目途に移行をしたいと思っております。それまでにつきましては、地域にいわゆる森と北山田、八幡、玖珠と、現行4つある地区公民館を核として、その4つの施設を利用して組織を作るということでありますので、今日まで公民館で所管をしていた維持管理については、すべて自治振興室の所管に予算上は移すということであります。

メリット、デメリットということですが、メリットについては、社会教育施設を廃止をいたします。それで行政財産として管理をいたします。今日まで社会教育法で定められておりました数々の規制の部分については、排除されるということになりまして、自治組織そのものが、できれば玖珠町と自治区との地域自治組織のパイプが直接出来上がりまして、今日まで町がいろいろなことを実施をしていた部分について、住民の自らの意思決定によってその事業が円滑にできるということございまして、デメリットについては、社会教育法で考え得る公民館の運営をどうするかということになると思いますが、その社会教育で実施をしていた様々な事業については、その自治組織の中においてもできないことはないと考えております。

一応今日までしていた教室等については、中央公民館の所管として実施をいたします。ですから社会教育そのものが必ずしも低下をするというふうには考えておりません。社会教育も併せて

共に実施をしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 関連であります。

コミュニティーセンターというのですね、私は八幡に住んでるんですが、八幡に説明があるということと言われたのが2月の25日（土曜日）であります。それまでいろいろの八幡地区の会合でその話が出たんですけど、私なんか全然そういうのが分からないということで、案外この情報の方が一人歩きをして、最終的には地域全体でコミセンの運営費を持たにやいかんのじゃないかという意見が集約されたわけであります。

今、課長の説明の中で、コミセンと公民館運用というのをどうするかということ、具体的なはっきりした説明がなされてないと私は思ったんです。地区公民館イコールコミュニティーセンター、コミセンと一緒にいいのかならないのか、そのへんをですね、もう1回説明してもらいたい。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） コミュニティー、地域自治組織の関係につきましては、12月13日に全員協議会の中で簡潔にご説明を申し上げまして、その全員協議会で協議されたことを受けて、12月の27日に自治委員代表者協議会でご説明をいたしております。

それは、うちが目指す宗像市のビデオ等を見ていただいて、こういう方向でやりたいということをご提起申し上げました。自治委員代表者協議会の方々がそれを受けて、地域に持ち返って、様々な運営の方針とか、今後どうなるのかという議論を現在されておるようです。

自治振興室といたしましても、北山田で既に3回、それから玖珠地区で1回、八幡地区で1回と、自治委員代表者協議会のメンバーの方に呼ばれたり、またそれぞれの関連する諸団体の方に説明を求められたりいたしまして、その部分について説明をいたしております。

議員ご指摘の、公民館と自治組織の住み分けということになると思いますが、社会教育の公民館活動について、それを決して全廃をするということではありません。現在行われておる活動については、中央公民館が所管をして職員2名を配置をいたしておりますから、その職員がそれを担当をするということになりますし、この自治組織の中でも決してそういうことができないということではございません。

それから費用負担の分でございますが、現在その自治組織を確立をして、それが短兵急に経費の節減になるというふうには考えておりません。日隈議員のご質問の中でもお答えをいたしたように、現在ある公民館が所管する経常経費については、今年度はすべて自治振興室の方に移してその経費は予算計上をいたしておるところでございます。だから、将来的にその経費のかかるお

金については、補助金なりの形で交付をするということになると思いますが、なりますが、そのもう1つの方法として、あくまでも地域の自治組織で、住民とともに行政のやる業務について、共にやっという趣旨でございますので、当然自治組織としてもその活動費を負担をしていただくということは考えております。

その負担する金額については、現在のところ詳細の詰めはしてないということでございます。以上です。

○議 長（横山富夫君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） その件であります、まずですね、12月の全員協議会の時の説明があったのは事実ですが、課長の素晴らしい説明を受けながら、なんで今ここでせないかんのかなというのもありました。大体説明するときについてですね、議員ももう全員協議会といたらもう終わりの時間に近いということで、案外私も説明を十分理解してない面もあるんですが、この12月27日の自治委員の代表者会議、これにおいて説明をしたと言うけど、うちの方は、事実2月の25日にその自治委員を集めて説明会があったわけでありまして。

そういう中ですね、問題は、モデルの宗像市のビデオが何かを説明したんですね、映像で。そういうのもあったのも事実らしいんですが、私もちょっと所要で行けなかった関係で、問題その1として、いろんな問題が憶測で一人歩きしていく。例えば公民館でもう宴会してよい、何とかの、何と言ったらいいんですかね、もう極端に言ったら、商品の販売もしてもいい、24時間の営業だという噂もあるんですが、地区によってはその24時間の営業、24時間、一晩中宴会をしていいのだろうかというやっぱり意見も出ておるわけですね。

そこらへんの細部にわたって、やっぱ説明をする必要があるのではないかと考えております。

この24時間営業、酒を飲んでもよし、飲み食いしてもよしというのは事実かお伺いします。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 先程ご説明をいたしましたように、社会教育施設としての飲食については禁じられております。ですから自治会館としてスタートする場合には、飲食等はそんなに厳しくは規制をしないと考えております。

勿論商品の販売等についても、自治組織の収入の手立てになるものと考えておりますので、それも良いという考え方でございます。

それから、時間に関係する部分につきましては、議案第5号の7ページになると思いますが、玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の第3条の中に、「自治会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。」という条例提案をいたしておりますので、そのときまたご審議をいただきたいと。町の考えとしては10時までということでございます。

以上です。

○議 長（横山富夫君） ほかにありませんか。

片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 大体理解はしたつもりなんですけど、要は運用についてですね、地区4地区それぞれの受け取り方が出てくるのではないかと考えております。

八幡地区については、あそこがひとつの大きな娯楽の殿堂といえば表現が悪いんですが、何かにつけて利用するところであります。そういう中で、運用そのものについては、今課長の説明がありましたように、各地区の運用に任せるという判断をするのと、町長が特に必要があるときはこれを変更することができるということで、1つの何と言ったらいいんでしょうか、しめを作ってるような感覚もするんですが、あくまでもコミセンと自治会館についてですね、もう地区ごとに任せる必要もあるのではないかなと思うんですが、そのへんを聞きたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） コミュニティー推進条例と自治会館と申しますか、このことについて基本的な部分に触れないと、なかなか具体的な運用や管理というものはご理解いただけないかと思っておりますので、基本的な部分についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

玖珠町行財政改革緊急4カ年計画の中で、あの説明の中で、既に議員さん方にはこの方向はご説明申し上げたと思います。そしてまた、先程ありましたように、昨年暮に全員協議会の中でこの考え方をご説明申し上げ、それ以後、地区の代表者の皆さん方に順次お話を申し上げてるわけでありませけれども、コミュニティーというものの、コミュニティー推進条例というのは、基本理念とか基本的な方向を示してる、いわゆる条例でありまして、その具体化が自治会館であったり地方自治組織であったりということでありませ。

そして、地方自治組織の活動となる拠点の場所、そこをこれまでの社会教育法に基づく地区公民館ですね、4つの地区公民館にしましょうと。一方、社会教育法に基づく地区公民館の方はこれを廃止して、そしてその中心は、拠点なるものは中央公民館ですと。中央公民館はそのまま存続させ、そしてまた、中央公民館の公民館活動としてそれぞれの地区に入っていくことはできるようにしますと、そういう流れでありまして、一方の自治会館の方は、これは公共の施設、町有の公共の施設でありますけれども、その管理運営は新しくできる地方自治組織に指定管理者制度の導入によってお任せしようと、管理を委託しようということでありませ。

したがいまして、基本的には、その管理運営は、かなりこれまでの町の直接管理運営から地方自治組織の管理運営になりますので、かなり弾力的にいろんなことができる。先程お話のありました飲酒についてもそうでありまして、公民館、社会教育の場としてはどうしてもこの飲酒というようなものはできないところがあるわけでありませけれども、これが地方自治組織で、仮に地方自治組織の皆さん方が、拠点の管理運営上そういうことはいいではないかというふうなことをご判断されれば、それは自治会館でありますから可能ではないかというふうに思います。

また、開館時間等につきましても、町は一応の原則は示しますけれども、それは是非地方自治組織の方が、深夜ということはないかも知れませんが、何時まで開きたいということであれば、それはそういう自主性はやっぱり尊重してやっていくことになります。

また、地方自治組織のそういう経営費を確保するために、自分たちで何かの事業をして多少の物品の販売とか、そういうものをするということもこれまでの公民館ではできませんでしたけども、そういうことができるんじゃないかと。

町としてはしたがって、その自治会館を管理運営する指定管理者である地方自治組織に対しては、自治会館という公共の施設を管理する基本的な管理用でありますけれども、それを委託金として、委託料として町の方から差し上げます。人件費や維持管理費の基本的部分ですね、それは差し上げますと、後は地方自治組織の方でどうぞ皆さん話し合いによってやっていただきたい。それが指定管理者制度の趣旨でもありますけれども、そういうことでございますので、そのへんのところからご判断いただいて、要は具体的な行動、具体的な運営というのは、細かいところはもう自治組織が決めていくということになるというふうに思います。

具体的な説明が、議員さん方に対する説明が遅れておりますけれども、先程課長が申し上げましたように、この確かに行財政改革の一環としてこういうことは検討してるわけでありましてけれども、先程来申し上げておりますように、即これ財政改革という点ではあまり大きな効果はない、何かを削減、廃止するというものではありませんで、地域の活動を強めていくという趣旨でありますから、行財政改革の面ではあまり具体性はないというふうに思っております。

以上であります。

○議 長（横山富夫君） ほかに質疑はございますか。

1 番宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 1 番宿利です。

教育長にお伺いしますけどですね、今、縷々町長それから淡々と課長がご説明をしたんですが、今回この条例改正で長年親しんできました公民館という字がなくなるんですね、その場合、来年からは自治館ということになるんでしょうが、差し当たってこの平成18年、新年度ですね、これは公民館事業といわゆる自治会館を推進しておる総務課と現場はですね、十分調整ができておりますか。

それとですね、この1年間どういうふうな人員配置をして、これまでの事業等はどんなふうにして受け継いでいくのか、そのへんをちょっと聞きたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 教育長。

○教育長（西野重正君） コミュニティーセンターのスタートと申しますか、その19年度4月ということしておりますから、その間に公民館としての機能を停止するものではありません。

コミュニティーセンターの取り組みを急ぎながらも、なおかつ公民館としての機能はコミュニ

ティーセンターがスタートするまでにはその機能は維持していかなければならないとそのように考えておるところでございます。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） そうしますとですね、現在地区館が森、八幡、北山田、玖珠と4館あるわけですね。そのへんの現在いらっしゃる公民館長さんあるいは主事の方々と十分そのへんはコミュニケーションが取れておるのかどうか、そのへんを。

○議 長（横山富夫君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） そのことにつきましては、公民館運営審議委員等々での会議に公民館長も出席をいたしますので、その中で論議をしてきておることでありまして、また、公民館館長とのこの件につきます理解を求める場合につきましては、社会教育課を通しまして、それぞれの館長にはこのことについての十分な説明をこれまでできておるといことが実情でございます。

○議 長（横山富夫君） 9番藤本勝美君。

○9 番（藤本勝美君） 9番藤本です。

管理運営費についてちょっとお伺いしたいんですが、先般の話の中でですね、5号にこれ出てくるかと思いますが、先程ちょっと皆さんの質問の中であつたようですので、心配されるところをちょっと質問しておきます。

今日全員協議会で詳しく説明があろうかと思いますが、あるところでは館長は1人常駐で置いて、臨時職員を0.5人というような話があるのと、いや臨時職員は館長プラス補佐役で1人付きますよという話が、二通りの話が出て。ここらを自治委員代表者会議の中で皆さんが説明の中でどういう説明をしておるのか、また、我々はまだ聞いておらんからよう分からんのですが、今日はっきりするとは思いますが、そこらも十分自治委員会の方に浸透するように説明をしてもらいたいとこのように思います。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 人件費の部分につきましては、当初予算の中で計上をいたしております。

計上されたことについては、館長を1名常駐させると、それから臨時職員については今まで4名であった臨時職員を2名にすると。その2名については、2館を持ち回りにすると。併せて中央公民館に2名の公民館担当職員がおりますので、その中で対応をしていくと。

ですから、その自治会館そのものが2人とも休むと、1人もいないという状況については避けたいと考えております。仮に空になるというようなことであれば、自治振興室の職員もその対応に対応をするというふうに考えております。

自治委員さんの説明の中では、そういう話をしております。

以上です。

○議長（横山富夫君） ほかに、9番藤本勝美君。

○9番（藤本勝美君） それじゃ1.5人というようなことになるんですね。ということは、館長が急用の場合には公民館から派遣するというふうでございますが、そんなことで自治会に投げ出して本当に運営が成り立つのかなと、若干心配もされるからですね、そこらをひとつ十分話し合いの中で、各自治区にいかほどの限られた、決められた金額を配当するというところでございましょうが、その中で運営してくれということになって、それじゃ北山田は北山田で臨時職をでは常駐させますというような話にもなっても構わんと、運営費の中で運営すればいいというような解釈であろうかと思いますが、それでいいんですかね。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

18年度の当初予算の中では、館長の4名分と臨時職員の2名を計上しております。これは補助金とかじゃないで、18年は現行の公民館でのあり方を踏襲をすると。そこで金額について若干減るんじゃないかというお考えもあると思いますが、それは館長の待遇を優遇するということで、今日まで館長につきましては週3日勤務でありましたのを、常駐にいたしまして、この報酬条例の改正を今回提案をいたしておりますから、その分で十分補えるというふうに考えております。

19年の4月1日からは補助金という形になりますが、あくまでも18年度についてはその17年度予算と同じ考え方でやるということでございます。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページをお開きください。

議案第5号、玖珠町自治会館設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番清藤一憲君。

○2番（清藤一憲君） 自治会館自体が指定管理者制度で各自治が管理するようなことになると思いますけど、仮にですね、事故、事件、いろんなものが起きてくることもある可能性はあると思うんです。その場合やっぱり自治区がそういう対応から全部しなきゃならないか、非常に重いことが出てくるんじゃないかと思うんですけど、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 9ページの中で指定管理についての移行を11条で定めております。指定管理にするということについては、議員ご指摘のとおりであります。

それから、あくまでも行政財産でありますので、修理等ですね、大きな経費がかかる分につい

ては行政が当然負担をしていくということであります。

諸々の小さな経費等については、まだ詳しい詰めはいたしておりませんが、基本的にそういうふうを考えております。

それから保険に係る件であります、あくまでもこれは自治組織ということであります。その中で起こりました事故等については、現在加入しておる自治会保険の中で対応できるかどうかということについて、その保険者であるところと今後検討をさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ございませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページをお開きください。

議案第6号、玖珠町国民保護対策本部及び玖珠町緊急対処事態対策本部条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 5番 秦です。

この国民保護法という法律が制定されて、こういうふうに各自治体で今回のこういう制定をするということなんですけど、具体的にですね、具体的にここにおよそのずっと書いてありますけども、具体的にこの玖珠町の町民を守るためにですね、具体的にどういうふうな形でなされるのかということですね、分かりやすく何か説明していただけるといいんですけどね。

例えば、よその国からどこか攻めて来たとなった場合、ではどういうふうな形で対策本部を設け、そしてこれらの広域に対してですね、対処をしていくのか、具体的なことを話していただけませんかでしょうか。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） あくまでも武力事態が起きたときに、国民をどういうふうに保護するかということであります。

基本的には国、都道府県、市町村というふうになります。対策本部をまず国に設置をいたします。それから避難の発令、避難措置の指示、指示を都道府県の対策本部にいたします。これを受けた都道府県については、警報の市町村への通達、それから避難の指示、これを受けた市町村対策本部は、住民に対して警報の伝達、避難の指示、そういう仕組みになっております。

この仕組の中で大きく3つに分かれております。その1つが、今説明をいたしました避難であります。避難と救援と武力攻撃災害への対処とこの3つに分けておりまして、この救援に対しても国が指示をいたします。

それから、救援については、県は食品の生活必需品等の給与、収容施設の供与、医療の提供などであり、これで市町村がどういうふうにしなくてはならないかということにつきましては、これはあくまでも救護に協力という形になっております。勿論市町村対策本部は住民に協力を求めていくということになります。

最後の武力攻撃災害への対処であります。あくまでもこれも国の指示でありまして、市町村がどういうことをするかということについては、消防団への指示はあると、それから救護措置の実施、警戒区域の指定、避難の指示ということですから、玖珠町だけの住民の受け入れということではございませんで、例えば福岡県がその舞台となった場合には、当然、福岡県の国民を大分県が受け入れるということになると思います。

具体的にどうするかということにつきましては、平成18年度に玖珠町の国民保護ですね、住民じゃないです、玖珠町の国民を保護する国民保護計画を策定をするということになります。

この国民保護計画につきましては、あくまでも国と都道府県と地方行政機関、これとの連携がどうしても必要ですので、国、都道府県が作った保護計画に沿って玖珠町の国民保護計画を策定すると、そしてその策定に当たるといいますか、策定のときに重要な役割をしていただくのが、第7号議案で設置をいたします協議会であると思います。

ですから、具体的な住民の措置をどうするかということについては、国民の保護計画の中で明らかにしていくと、しかし、その保護計画についても玖珠町単独ということではございません。国、都道府県の状況を受けて、それに沿った保護計画を策定をするということになります。

それから、その保護計画ができましたら、議会に報告の義務がございます。

以上です。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページをお開きください。

議案第7号、玖珠町国民保護協議会条例の制定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページをお開きください。

議案第8号、玖珠町附属機関に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページをお開きください。

議案第9号、玖珠町ふれあい福祉バス設置及び管理運行に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番松本議員。

○3番（松本義臣君） 3番松本です。

このふれあい福祉バス、非常にですね、各地域では歓迎をされておるところだと思います。それで、1、2点今後のことについてお伺いいたしたいと思いますが、まずこのですね、運賃が350円に値上げをされた区間があります。この区間についてはいろいろあるかと思いますが、こういった2年目の時限立法でありますので、私の考えとしては、値上げはこのままで行った方が良かったかなと、ひとつそういうふうな感じもあります。その値上げの基礎ですね。

それから、コース等をですね、の変更と申しますか、そういったことが今の利用者の方からですね、あったかどうかそれが1点。

それともう1つは、周辺ですね、一応これは基礎が各既設のバス路線ということでの路線から除外される部分ということの自治区が対象でありましたので、そういうところもあるんですが、その既設のバス路線からちょっと離れた自治区もそういったこともあるわけです。その中には老人の方もおりますし、障害者の方もおります。障害を持った方もおられるところもあります。そういうことで、そういったところの自治区からの要望はなかったんであろうかなとこういうふうに思います。

それと、今年の場合、冬非常にですね、雪が多かったわけでありましてけれども、非常にこの僻地関係に行く福祉バスであります。そういうところで、各担当課としては非常に苦労したんじゃないかなと思いますけど、今後はどういったことが検討事項になるか、検討をしなければならぬかというようなことも、分かればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 松山福祉課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 1点目の値上げの件でございますけども、実は今年1年間運行しまして、運行経費とその利用料のトータルを比較したところ、ちょっと若干運行経費に追いつかないという状況がありますんで、50円の値上げをお願いをしたいところであります。

具体的に申しますと、実はこれまでの利用者の状況からいきますと、このままで行くと、本年ですね、例えばスクールバスが約110万円程の赤字になるだろうと、それからワゴン車については約80万（79万1,000円）ほど赤字が出ろうという今算定をしてるところでありますから、これをあと50円上げることによって、例えばスクールバスについては約50万円程、半額程赤字が圧縮されるという状況でございますので、まあやむなくこの50円値上げということに踏み切ったわけであります。

ただ、その値上げだけに終らず、コース変更のことも今質問にありましたけども、烏屋線や古後線につきましては、旧森経由と、失礼旧森ではありません、森町経由ですね、要望も多かったようでありますから、その方向で今準備をしてるところであります。

それから、古後線につきましては、古後地区と八幡までの間が非常に長い間に集落がありますので、この既定バス、路線バスが走ってるんですけども、これらの集落の方を拾っていこうというふうに検討しましたけれども、これは陸運局の方からきつくだめだということで、残念ですけども、これは従来どおりの方針でいきたいというふうにしております。

そのほか、来年度からの運行にあたっては、これまで大原野線、これは残念でありますけども、利用者が1人ということで、もうこれはもう中止しようということであります。

それから、北山田線、従来の北山田線ですね、萩ヶ原から出るバスでありますけども、これをちょっとローカル色豊かに鏡山線というふうに名称を変更して、地域に密着した名称でいきたいというふうに考えております。

それから、大野原線と朝見線、これは2路線で行ってございましたけども、スクールバスを使って2路線行ってきましたけども、これまでの乗客数の検討をしたら、1路線でいけるんじゃないかということありますから、これを1路線でやりたい。そういうことで、本年度始まった7路線でスタートした福祉バスを、来年度は5路線で、5つの路線で運行したいと、そういうことの経費節減というところも考えますと、先程言いましたように50円上げて、大体スクールバスで約半分程赤字が圧縮されると、ワゴン車については、これは十数万円程圧縮されるということで、是非こういう事態でありますけども、50円の値上げはひとつご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長（横山富夫君） 松本義臣君。

○3 番（松本義臣君） 内容については分かりましたけれども、やはり先程のスクールバスで110万、ワゴン車で80万の赤字をとということを聞きました。しかし、これはあくまでやはりですね、福祉施策でありますので、私の要望といたしましては、やはり赤字はこれは覚悟であります。そういうことで、今後はこういう350円なら350円でありますけれども、また来年のことは条例がまたどうなるか分かりませんが、やはりそういう赤字、赤字を念頭に置くんじゃなくて、やはり福祉を優先するというので今後は考えて執行していただければ有難いというふうに思います。

以上です。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページをお開きください。

議案第10号、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第11号、玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 繁田弘司君。

○17番(繁田弘司君) この条例は新規の条例ではないかと思えます。長期継続契約ということですけど、おおよそですね、何年ぐらいを目処にしているのかと。同時に、この契約を結ぶことによって、町としてどのようなメリットがあるかという点についてお尋ねをしたい。

もう1点、地方自治法の一部改正とありますが、どのように地方自治法が改正されたのかということについて、3点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長(横山富夫君) 執行部答弁を。小幡総務課長。

○総務課長(小幡岳久君) ちょっと地方自治法の改正については、ただ今手元に資料がございませんので、後でお答えをしたいと思います。

従来、電子計算機、複写機、電気施設そういうものの契約については、債務負担行為でしていたわけですが、この自治法の改正は確か平成16年度になされております。それをこの改正に伴いまして、債務負担行為そのものをしなくてよくなると、その契約の期間につきましては、それぞれまちまちでございますので、その目安が何年かということについては、明確なお答えはできないと思っております。

以上です。

○議長(横山富夫君) 8番 藤野修二君。

○8番(藤野修二君) この中身を見た場合、電子計算機、複写機等々の何と言いますか、今、技術が日進月歩、毎年毎年新しいその機種が次々に出てきてる、そうした何ていうんですか、ものが主な対象になっておるといふふうに思うんですけども、そこで長期契約を可能にするということになった場合に、もう古くなったものを非常に高い値段で長い間使わないといけないという危険性も逆にはらんでるんじゃないかなというふうに私は思うんですけど、そこらへんはお考えになられたんでしょうか。

○議長(横山富夫君) 小幡総務課長。

○総務課長(小幡岳久君) 現在、債務負担行為をいたしておりますこの契約に係る件については、

日々見直しをいたしております。今回の補正の中でもご説明をいたしましたが、電子計算機のリースに係る分につきましても、債務負担行為そのものを変更いたしまして、かなりの減額ということでお認めをいただいたと思っております。

その進歩そのものがあるということは事実であります。ですからそのことについては、契約の期間なりを、技術の進歩等に合わせて慎重に検討をいたして、その長期契約の期間を定めたいと思っております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） ほかにありませんか。

5 番 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 総務課長が言われたですね、例えば今質問がありましたように、日進月歩でありますね、そういう中でやっぱり安くなることもあるわけですね。だから長期契約の場合は、その中に今総務課長がおっしゃられたように、その長期契約の中に見直す、見直すということもやっぱり入れるということですかね。そういうことをしないと、高いものを玖珠町は払っていかなきゃいかんということになると思うんですけども、そこらへんはどうですか。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 先程の繁田議員の基本的なご質問に答弁が十分でなかったかと思しますので、今の秦議員のご質問と合わせて私の方からお答え申し上げたいと思います。

ご案内のように予算は単年度主義でありまして、1年間で当初予算に上げて、そしてその1年間で使い切るとというのが地方自治体の予算の原則であります。これを例外として長期継続契約、そしてまた債務負担行為、それから繰越明許費、事故繰越という、年度をまたがって使う、使うというか予算を執行する制度が認められているわけであります。

この長期継続契約は、数年間にわたって本来単年度ですべき負担行為、いわゆる契約でありまして、これをやると。そして次年度、次の年度等は今契約をしなくても良いという年度間の予算執行制度であります。

今回、この継続契約の長期継続契約ができる事業というのは、本来指定されておりましたものに、今回、自治法の一部改正によって指定される範囲が追加されたわけでありまして、その追加に伴って今回電算と庁舎管理等の事業を指定されるものとして条例化するわけであります。

それから、直接、秦議員からご質問でありますけれども、高いものを買うようにして、それは途中で変更できないかということでもありますけれども、長期継続契約でありますから、条文の中には変更協議というのが必ず入っておりますし、それはもう使用上の契約と変わらないわけありますので、そのへんの事由は、契約の時に盛り込むことになるというふうに思います。

それから、なぜそういうメリット、デメリットかということなんですが、要は安定的な予算執行ができるという点、それから毎年毎年予算に計上してこの契約を結ぶ必要もないということか

ら、事務の軽減につながるということ、それから具体的な予算額にいたしましても、1年で執行するものよりも数年執行する方が経費の削減につながると申しますか、安く契約できるというメリットがあるわけであります。

そういうメリットから、長期継続契約制度というのが作られておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページをお開きください。

議案第12号、玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第13号、玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページをお開きください。

議案第14号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑を行います。

11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 11番佐藤です。

この14号の条例、下の方にですね、別表第2中の委員会と書いて、自治館長12万2,000円は、これは1割カットして支給するんですか、このままですか。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 条例が通れば、前回に提案をいたしました1割カットの条項は生きてきますので、当然1割カットの対象となるということであります。

以上です。

○議 長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 公民館長に関しては、1週間の勤務、出勤日数が変わるということと、

もう一つは、私は確かこれは13万円ぐらいになるというふうに最初聞いたんですけども、違うんですかね、随分最初お話を聞いたのと違ってんですけど。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 条例で提案してるとおりでございます。

○議長（横山富夫君） ほかにありませんか。

16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 14号の非常勤特別職の報酬、費用弁償等に関して、参考資料の14ページ、これを見ていただきたいと思います。

この中で、改正前は年額・月額・日額の中で44件あるわけですね。そして改正後が29件になっております。これは再編ということで理解できるんですが、この中で、それぞれの報酬は一銭も前額どおりですよと、しかし、先程、今佐藤議員だったか、自治公民館長の手当がアップしておりますよと、この件についてですね、先程のいろいろの議案質疑の中で理解はできるんですが、この中でこの報酬等については検討がなかったのかお聞きします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

まず、第1点の協議会、審議会の減については、議員ご指摘のとおりでありまして、統合による削除ということになります。

それから、自治公民館会館館長に対する報酬の検討であります。先程議員のご指摘にもありましたが、社会教育委員会との協議が十分なされておるかというこの項に触れると思いますが、まだ委員会なりでその協議の過程についてはお配りをしたいと考えております。随分協議をいたしてまいりました。現行週3日の勤務を常勤にするわけでありまして、日額報酬額等を十分積算をいたしまして、社会教育課と協議をして妥当な線というのを求めて、ここに提案をしたということでございまして、協議は十分にいたしての提案ということになります。

以上です。

○議長（横山富夫君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 15番です。

先程からの話をお聞きしますと、来年度19年度からは地域にお任せをするということで、そういうことになると、1年間の館長の値上げかなと。そういうようなことで、地域にもうお任せをするということで1年間ね、何か報酬をこういう月額を決める、決めずにね、そういう手当なりを出して、地域に19年度からは地域館において決めることが私はいいのじゃないかなというような気がするわけなんです。それをこれで決めますとね、どこの地区も同じ額になってしまうんじゃないかなと。その自治会館そのものが多忙なことね、多忙じゃないとこ、いろんな面があると思う。そういう中でね、やっぱり自治、このコミュニティーのセンター、地域にお任せをする、

それを何でたった1年間のことをね、ここで条例を変えてまでやらなきゃならないかなというよ
うな気がします、どうですか。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 1年間期間の件についてでございますが、それはあくまでも1年間は
行政が所管をすると、玖珠町が所管をするということに決めたわけですから、この1年間の期間
であっても条例を改正をして、きちっと形でいたいというのが1点でございます。

後段のもう1点につきましては、議員ご指摘のとおり、来年からは、うちがいくらという定め
はございませんので、地域の方々がその事務局長なり館長なりの報酬を決定をしていただければ
いいと、議員ご指摘のとおりでございます。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） それで1年間にわざわざね、こういう形を変えて12万2,000円にしな
くてね、それなりの手当を支給をし、そしてすればですね、もう12万というのが1年間ずっとい
くつとですね、これがどこの地区館もそれが基になってね、算定の基礎になると思う。それで、そ
の基礎を何でここでね、作らなきゃならないかということをお聞きしよるわけなんです。1年間こう
いう、3日間が5日間になったからこういうふうになったというのは、それはもう分かるんです
よ。ただ、その基礎をね、作ってあげると、そのまんまにずる可能性がありはしませんか、地域
のね、意見がね、出なくなるんじゃないかなというような心配があるのでね、これをやってこ
こで定めなければならぬかということをお聞きしよるわけなんです。

その変更ができるのかできないのか。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） あくまでも条例提案をしておる報酬の事項でありますので、その変更
はできないと考えております。

それから、議員ご指摘の、来年度からの運営に基礎額となる可能性があるんじゃないかという
ご質問につきましては、うちのコミュニティーの推進条例の2項の中に、第4条第2項の中に、
うちがどこまで口出しを干渉するかということについて謳っておりますが、コミュニティーづく
りにおける町民の自主性及び主体性を最大限尊重しなくてはならないというふうを考えておりま
すから、確かに議員ご指摘の懸念はございますけど、あくまでもこういうことを決定をするのは
新たに設置をされるであろう自治組織の自主性というふうに判断をいたしております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 変えられないということでございますので、そのとおりと思いますが、
我々に問うということですので、質問をさせていただきました。

これがですね、変えられないということであれば大変な大きな間違いじゃないかなと私は感じております。そういうことで、是非ですね、やっぱり自主性を持つならね、持つように1年間何かの形で、金はそれは多い方がいいです。またとにかく5日も働くということになればね、それなりの報酬をあげればいいんですが、そういうのが基礎にならないように是非考えてほしいと思います。

提案をされて、これはもう変えられないということは私はないと思っておりますので、まあその気持ちだけはですね、やっぱり提案をされた議決が下りてはじめて決定をするというふうに私たちも考えておりますので、そのへんは私たちが間違っておるだろうかというような気がしております。

○議長（横山富夫君） 答弁いきますか、小林町長。

○町長（小林公明君） ご提案申し上げております特別職常勤職員の報酬の金額が変えられるか、変えられないかということでございますが、平成18年度は、各地区の公民館は町の公共施設であります。そこに勤務する職員は町職員になるわけでありまして。非常勤特別職の議員さん方と、週6日でありますから常勤の特別職ということができるとは思いますけれども、その報酬をいくらにするかということで、先程課長が申し上げましたように、積算をして12万2,000円ということにしたわけでありまして。

19年度からはこれが地方自治組織ということになりまして、そこでの雇用になるわけでありまして。そこで事務局長になるのか館長になるのか、地方自治組織がそういう事務局長を採用する、これまでは町の職員でありましたから1年間しか採用できなかった臨時職員と同じような人を採用するとすれば、今度は何年でも採用できるわけでありまして。

そういう方の今度は報酬をどうするかというのは、確かにこの1年間の町職員の報酬が影響するとは思いますが。しかし、そこを、議員ご指摘のご懸念もありますように、新しくできる地方自治組織に、これはあくまでも町職員としての非常勤特別職員としての報酬ですと、後は皆さん方で高く出すのもよし、低く抑えるのもよし、その近隣の仕事の内容だとか近隣の賃金等を考慮して決めてくださいよというのが、本当の自主的な決定になるというふうに思っておりますので、ご提案申し上げておりますのは、そういう意味で、常勤特別職の報酬ということで、変えられない、変えるというのはどの段階で変えるか変えないかの問題でありまして、19年度からは勿論これにこだわることはないというふうに思っております。18年度は町職員でありますから、この報酬で是非お願いしたいというのが考え方でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 9番藤本勝美君。

○9番（藤本勝美君） 9番です。

今、町長の説明で若干分かるんじゃないかとですね、先程安達議員が言われるのはね、私はこう解釈します。

変えられないというのは、今あなたたちが、執行部がここに提案しよるんです。提案しよるこれを議決しなければこれはもう廃案です。それでいいですかということです。だから変える、変えるとかじゃなく、これは12万2,200円、12万2,000円ですかね、これも確かにありますけどね、変えられないというのがちょっと引っ掛かったんです。ね、そうでしょう。ここで今提案されよる。それを変えられないんならもうこれは議会することはない。ね、そうじゃないですか。

だからこれが議決されて初めてこれが歩かれる。それを安達議員は言うたと思う。

それと私の言うのは、このたったの1年間をですね、12万2,000円、これをここで定めて、そして1年間歩いて、そしてあとは町がいかほどの自治会館に助成をするでしょう、何ぼか知りませんが、そしてまたこれを算出基準にして、恐らく各館に何ぼということで算出されるでしょうが、それがですね、やはりその自治会館が活躍しよる、活動しよるところと、あまりせんところもこれは同額になってくると思う。だからここであまりはっきり線を出さん方がよかったなあとと思われる。これはもう絶対 づけになりますよ。

来年19年度の予算をこれプラスアルファびしゃっとくれるとは思いますがね、後は課長のおっしゃる自治区でそれなり検討してください。先程町長も言われたけどね。まあ下ぐるという話にはまずならんと思う。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

課長答弁をお願いします。

○総務課長（小幡岳久君） 私の言葉足らずの面がありまして、あくまでもこれは現在上程をしております金額について、この場で変更はできかねるというふうに申し上げたわけでございますので、そのへんはご理解をいただきたいと思います。

○9 番（藤本勝美君） 分かりました。

○議 長（横山富夫君） 質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページをお開きください。

議案第15号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第16号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページをお開きください。

議案第17号、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページをお開きください。

議案第18号、玖珠町使用料条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番高田修治君。

○4番(高田修治君) 私は例規集を持ってくればよかったんですが、ちょっと手元になかっすみません。

森公民館を森自治会館に改めるといふ、公民館扱いをしておいたのは森公民館だけだったといふことで理解いいですかね。あと生活改善センターとか就労センターですか、といふ名目そのまま今年度はいくといふことでいいですね。そういう解釈でよかったでしょうか。

○議 長(横山富夫君) 小幡総務課長。

○総務課長(小幡岳久君) 議員ご指摘のとおり、森公民館を森自治会館で改めるといふことのご理解でいいと思います。

○議 長(横山富夫君) ほかにございませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第19号、玖珠町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集38ページをお開きください。

議案第20号、玖珠町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集40ページをお開きください。

議案第21号、玖珠町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集42ページをお開きください。

議案第22号、玖珠町部落差別撤廃人権擁護に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 秦 時雄君。

○5 番(秦 時雄君) この中で、この玖珠町例規集の中におきます玖珠町部落差別撤廃人権擁護に関する条例の中で、その中で5条と6条を削除するということになっておりますけども、この、ここには審議会、調査審議会を行うために人権擁護審査会を設置すると。これらを削除するわけですけれどもですね、これはどういうところが今度、統合するというのを聞いておりますけどですね、一応そこらへんのことを伺いたいんですけどですね。私は非常に大事な分だろうかと思っておりますので。

○議 長(横山富夫君) 大蔵人権同和对策室長。

○人権・同和对策室長(大蔵喜久男君) ご案内のとおり、今回、審議会、委員会等の再編によるものでございまして、今回の、先程のご指摘にあります玖珠町部落差別撤廃人権擁護に関する条例の一部を改正する条例でございますが、この条例は、玖珠町同和对策審議会の委員並びに玖珠町人権擁護審議会の規則、同和对策事業推進協議会のこの規則、条例等を、先程の中で議案集のP26ページに書いております人権対策審議会委員というふうに改めるわけでございます。

この中で、特に玖珠町人権擁護審議会規則の中で、この規則については、第5条につきましては、この条例の目的達成に必要な調査、審議を行うため、人権擁護審議会を設置する。第6条では、この条例に定めるものが人権擁護審議会の組織及び運営に関する必要な事項を規則で定める。これにつきましては、上程議案の参考資料のP32ページに記載しております。

この中での玖珠町人権擁護審議会について廃止ということになりますので、この中での第5条及び第6条を廃止するということになるわけでございます。

以上でございます。

○議 長(横山富夫君) ほかに質疑、5番秦 時雄君。

○5 番(秦 時雄君) 5番秦です。

それはよく分かるんですけどもですね、どういう形でどこで審議がなされてこれからいくのか

なということをお聞きしたかったんです。

○議長（横山富夫君） 室長。

○人権・同和対策室長（大蔵喜久男君） 先程言いましたように、15ページですね、議案集の15ページ見ていただくと分かりますが、この中で別表の第2表、第3条の関係の中で、人権・同和対策審議会、この中で審議するということになります。

以上でございます。

○議長（横山富夫君） 議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集43ページをお開きください。

議案第23号、玖珠町保育所設置及び管理条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集45ページをお開きください。

議案第24号、玖珠町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 5番 秦です。

介護保険、これ保険料が高くなるということで、玖珠町におきましては高齢化が進んで、当然老人保健、介護保険等が多くなるのは分かるんですけども、介護保険の保険料とですね、あと介護保険基金がありますですね。これの関係は、玖珠町はどういうふうに推移しているのかなどですね、これがどんだんやっばり上げざるを得ないのか考えた場合ですね、やはり非常に大変だなということをつくづく身に沁みるんですけども、そこらへんのことを伺いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 松山保健福祉課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

今回、4月から改正介護保険法の全面施行となります。なることによって、今回月額基準介護保険料が4,300円ということであります。

ご質問の、基金の流れでありますけども、実は16年度末に約5,100万程基金がございましたが、この17年度中の予算執行の中でほぼ充当しまして、現在の段階では、実に136万しか今基金残高がないという状況で、苦しい運営をしているところであります。

したがって、今回の介護保険料の値上げに、この基金の繰入れというものは考えられなかった、できなかったというのが1つあります。

そして、具体的に4,300円という数字が高いか低いかわければ、これまで、第2期の基準額が

3, 245円でありましたから、千数十円の値上げになりますから、低所得層にとってはかなり響くであろうというふうに考えておりますけども、低所得者層に配慮した税率あるいは限度額の適用等を一応考えて、この金額に抑えているところであります。

以上でございます。

○議 長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集48ページをお開きください。

議案第25号、玖珠町森林とのふれあい施設の設置に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集49ページをお開きください。

議案第26号、玖珠町営山下グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案集50ページです。

議案第27号、玖珠町立羽田農産物共同販売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案集52ページをお開きください。

議案第28号、玖珠町立羽田農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（横山富夫君） 議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案集54ページをお開きください。

議案第29号、玖珠町有機センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

ます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案集55ページをお開きください。

議案第30号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案集57ページをお開きください。

議案第31号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案集59ページをお開きください。

議案第32号、宇戸農畜産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案集60ページです。

議案第33号、東奥山農産物共同販売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案集61ページをお開きください。

議案第34号、玖珠町鹿倉休憩舎施設の設置に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案集62ページです。

議案第35号、玖珠町観光物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案集63ページをお開きください。

議案第36号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案集64ページです。

議案第37号、玖珠町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案集65ページをお開きください。

議案第38号、玖珠町教育相談センター「わかくさの広場」設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案集66ページです。

議案第39号、玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案集67ページをお開きください。

議案第40号、玖珠町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

4番高田修治君。

○4番(高田修治君) 理由のところの審議会、委員会等の再編に伴うということですが、教

育委員会の関係が全部ここで終わりそうですから、ちょっと先程の15ページですかね、これに教育委員会の総合教育審議会というところにもっていくのかどうかですね、3つありますかね、B & Gの関係、それから給食センターの関係、審議会委員会の再編に伴う区分ですが、そこをお知らせください。

○議長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 関連でございますので、私の方からお答えします。

今、議員さんおっしゃったように、議案第8号で今回提案をしております中の執行機関教育委員会でございますが、玖珠町総合教育審議会の中で審議をするということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（横山富夫君） 4番高田修治君。

○4番（高田修治君） 14ページにですね、その関係で（委任）のところ、組織運営に関し必要なことは、執行機関が別に定めるということであります。

これは、今議会中に、規則として常任委員会か何かに出す計画はございますか。

○議長（横山富夫君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼B & G海洋センター所長兼公民館長（佐藤左俊君） 佐藤であります。学校教育課長がお答えをした分で、社会教育関係がそれに関わっておりますので、補足をさせていただきたいと思いますが、教育審議会の中で、当初、社会教育法との関連ということで1つありまして、調査をいたしましたところ、社会教育法は上位法でありまして、一応審議会の中には組み込まれないといいますが、そういうことでありまして、私どもとしては、今回の審議会にあたって、社会教育関係とすれば、社会教育係、公民館、それからB & G、わらべの館で協議を申し上げまして、その中でかなりダブリがかなりありました。そういう見直しについても、十分そこで話し合いをして、それぞれ教育審議会の中に人間を絞り込もうということで、平成18年にその点については協議をして人選を図ろうということでしております。

○議長（横山富夫君） 4番高田修治君。

○4番（高田修治君） ということは18年4月1日から施行するんですが、そういうことでもいいんですかね。

○議長（横山富夫君） 佐藤社会教育課長。

○生涯学習課長兼B & G海洋センター所長兼公民館長（佐藤左俊君） 18年度中に協議を重ねていって人選まで進めさせていただくということにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（横山富夫君） ほかにございませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案集68ページです。

議案第41号、日出生北部地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案集70ページをお開きください。

議案第42号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案集72ページをお開きください。

議案第43号、日出生南部地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案集73ページをお開きください。

議案第44号、玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案集75ページをお開きください。

議案第45号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案集76ページです。

議案第46号、大分県町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案集77ページをお開きください。

議案第47号、大分県退職手当組合理約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案集78ページです。

議案第48号、大分県消防補償等組合理約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案集79ページをお開きください。

議案第49号、大分県交通災害組合理約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案集80ページです。

議案第50号、町道路線の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案集81ページをお開きください。

議案第51号、町道路線の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案集82ページです。

議案第52号、平成17年度日出生台演習場周辺障害防止対策事業 片平田排水路工事請負契約
の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案集83ページをお開きください。

議案第53号、平成17年度日出生台演習場周辺道路改修等(上の市~平原線)工事請負契約の

変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第60号から議案第66号までの議案は、平成18年度一般会計並びに特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、特別予算委員会を設置し、付託したいと思しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

最初に、議案第60号、平成18年度玖珠町一般会計予算について質疑を行います。

議案第60号は別冊となっております。

予算書2ページから11ページ、第3表 地方債まで質疑ありませんか。

予算書2ページから11ページ、第3表 地方債まで質疑を受けます。

8番藤野修二君。

○8番(藤野修二君) 10ページ、ふれあい広場(仮称)というふうになっておりますけれども、これ当初、道の駅というふうにお聞きしておりました、その後、情報発信基地ですか、そのように、中身は道の駅みたいなもんだというふうな話をお聞きしとったんですけど、これがふれあい広場というふうになんか名前が変わってきたのはどういうことなのかなという、この説明をお願いしたいというのと、それから、用地取得費が6,000万ですか、これの算定基準をお知らせ願いたいかなと。

それから、これはまだ進んでないんですけども、後ほどですね、後の方にあれですか、補償費として8,246万7,000円が上がっております。できましたらこれを含めてついでに算定基準というのがお話をいただければ有難いかなというふうに思います。

以上です。

○議長(横山富夫君) 大塚財政課長。

○企画財政課長(大塚章雄君) それではお答えいたします。

第1点目のふれあい広場ということですが、これは現時点ではあくまで仮称ということでございます。

それから、2点目の算定基準ということですが、後の補償の関係等も絡むということで、併せた形になろうかと思いますが、公共団体等が用地等を購入する場合におきましては、一応不動産鑑定をしていただきまして、その鑑定によった金額で一応用地の分について6,000万円という形で債務負担をお願いしてあります。

それから、補償についても同じように、鑑定によりまして計算したうえでの補償額という形で

一応予算化を計上をしております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

8 番藤野修二君。

○8 番（藤野修二君） 何でその情報発信基地というのがふれあい広場に名前が変わるんか、それをお尋ねしたんですけど、仮称は分かるんです、書いてるから見れば分かるんですけど。

○議 長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） 名称でどういう理由かというようなことでございますけども、まだあくまで現時点では計画段階ということで、一応こういうふうな形を名前を使わせていただいております。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

5 番秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 5 番の秦です。

これはもうちょっとお聞きしたいことですね、このふれあい広場というのはもう具体的に第一歩をスタートした、これからこのふれあい広場の建設事業を行っていくという、そういう認識でいいんでしょうか、これから。どういうことなんでしょうか。

○議 長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それでは、ここの項につきましては一応債務負担行為という形をお願いしてある分で、今の質問につきましては後ほど歳出の方で出てくるかと思いますが、今年度の計画といたしますか、設計だとかそういう分が歳出の方で、予算書の方ちょっと随分飛ぶんですが、101ページの方で、すみません101ページではない、大変申し訳ありません、51ページですね、ふれあい広場整備事業費、こういう中で委託料等本年度お願いしてありまして、設計、地質調査等を進めていくという形で計画をしております。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

1 番宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 1 番宿利です。

本件はですね、以前私どもが聞いた範囲では、こういうふうを取得する場合に、議会に事前に相談をするというようなことを聞いた覚えがあるんですが、そういうことはなかったのかどうか。

○議 長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） インター前のふれあい広場の、仮称ですが、経過につきましては、平成7年の高速の開通から周辺の用地の買収をずっと進めてきてありまして、基本計画等策定を過去されております。

それで、年々用地等を買ひ足しながら、18年度で最終的に用地の分が終わりまして、基本計画

なりを再度策定するという形でできております。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） ここで昼食のため暫時休憩をいたします。13時より再開をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議 長（横山富夫君） 再開します。

次に、一般会計予算平成18年度、13ページ歳入歳出事項別明細書から15ページ最後まで質疑ありませんか。

次に、歳入に入ります。

16ページ、1款町税から27ページ3項国庫委託金まで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 次に、同じく27ページ、16款県支出金から38ページ、22款町債11目臨時財政対策債、最後まで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 歳入全般で質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） それでは、歳出に入ります。

39ページ、1款議会費から57ページ、2款総務費6項監査委員会費まで質疑ありませんか。

11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 11番佐藤です。

さっきちょっとお話が出ました51ページ、節の22の補償費8,246万7,000円。これのですね、予算委員会がまたあるんですが、内訳をお知らせください。

○議 長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それでは、51ページ22節8,246万7,000円、補償費の内訳について申し上げ、お答えいたします。

この補償費につきましては、インター前の用地で法人が2人と1個人になります。その内訳としまして、まず、アネットの分になりますが、建物の移転料、工作物の移転料、それから動産移転料、立竹木補償金、移転雑費補償金、営業休止補償金、合わせて6,131万7,600円になります。

それから、個人の分で、同じく建物の移転料、工作物の移転料、移転雑費補償金、合わせてまして2,080万3,200円。

それから、もう1社法人の分ですが、中央建設分につきまして、工作物が10万800円、動産移転料が16万3,900円、移転雑費補償金が8万600円、合計34万5,300円、合わせてまして8,246万7,000円であります。

○議 長（横山富夫君） 11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） それでちょっと悪いんですが、建物、工作物、動産でしたかね、前の6,131万7,600円、この中の、これをもう少し小さく分けてご答弁をお願いします。

○議 長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それでは、建物の移転料、これ非木造の建物2棟あります、合わせて2,609万4,500円、2,609万4,500円です。工作物の移転料の中で機械設備関係が910万2,700円、付帯工作物としまして1,318万3,900円、庭石等で3万6,200円、合わせて工作物移転料が2,232万2,800円、以上であります。

○議 長（横山富夫君） 11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 私予算委員会です、ちょっと予算委員会で再度また聞きたいんですが、そのときですね、小さく分けてですね、資料をいただきたいんですが、いいですか。

建物、工作物、庭石とかいう別々に今出したですけどね、それをもう少し分かりやすく、そのときにまた再度予算委員会で質問しますけどが。まあできたら。

○議 長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それでは、後ほど予算特別委員会が設置されると思いますが、委員会の中でそういう求めがあればそういうふうに資料を提出したいと思います。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

（なし）

○議 長（横山富夫君） 次に、同じく57ページ、3款民生費から76ページ、5款労働費1目労働諸費まで質疑ありませんか。

（なし）

○議 長（横山富夫君） 同じく76ページ、6款農林水産業費から89ページ、7款商工費3目観光費まで質疑ありませんか。

（なし）

○議 長（横山富夫君） 次に、同じく89ページ、8款土木費から106ページ、9款消防費5目災害対策費まで質疑ありませんか。

8番藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 88ページですね、13節の委託料レンゲツツジ群生地下刈り管理委託9

万円となっているの、これ例年までは5万円だったと思うんですけど、上げていただいたというふうに解釈していいんですかね。

○議 長（横山富夫君） 河島観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） ご質問にお答えしますが、このレンゲツツジの下刈りの委託ですが、2カ所ございまして、これは清田川と下綾垣の方、2カ所の分でございます。そういうことで、金額的には前年と同じ金額という形であります。

○議 長（横山富夫君） 8番藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 杉塚もレンゲツツジがあって、下草刈りしてるんですよね、実際言うてですね。くれるところとくれないところが差がっちゃおかしいなと思うんですけど。

○議 長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） ただ今議員からご指摘でございますが、この清田川のレンゲツツジは県の指定のものでございまして、綾垣の方も以前から群落地がございまして、これの手入れをしておるということで、この現在は2カ所だけの下刈り管理委託という形になっております。以上です。

○議 長（横山富夫君） 次に、同じく106ページ、10款教育費から129ページ、教育費最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 次に、130ページ、11款災害復旧費から134ページ、14款予備費最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 次に、135ページ、債務負担行為の支出予定額等に関する調書から139ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書で質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 次に、141ページ、平成18年度玖珠町給与明細書、161ページまで最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 歳出全般で質疑ありませんか。

9番藤本勝美君。

○9番（藤本勝美君） 一般会計の予算書見てみますとですね、かなり町内のあちこちを物色するかのようにどこを買い、ここを買いとかなり財産取得があるようでございますが、こういった予算の厳しい中ですね、すべてにおいて切り詰めておる中でですね、本当に大丈夫だろうか。もう機関庫は17年度予算で決定、今上げられた、もう今まで粘り粘ってやっとできたというのを、今一番問題になっておる運動公園とかいうああいった大型プロジェクトを控えとる中で、ここに

また着手する。それは用途も違いますが、そこらの絶対大丈夫ですと、こうですよというよ
うな町民に説明ができてない。我々もまだどこからどの金がきて、どういうふうに使って、どこ
をどうしますよというのが見えない。

こういったことで町民に安心をさせる、させられる文言が一言もございません。こういったこ
とが勝算といたしますか、方向が見えてると思います執行部の方は。そういったところを町民に早
くですね、「ここはこうしますよ」と、また明らかにされんところもありましょうが、あまりやっ
ぱりいろいろと反対とか何とか怪文書が出たりいたします。こういった中でね、やはり町民に安
心させる文言を提出してもらいたい。

予算委員会でかなり議論をされると思いますがですね、そこらも今度の予算委員会で明らかに
なれるところは出すように、是非お願いしたいと思います。どうも見たところちょっとやっぱ
我々も、本当大丈夫かな、これ怖えなと思うところが多々あります。行政通の小林町長でござい
ますので、かなり中央の方からお金も引っ張ってはこれるとは思いますけれどもですね、どうか
ひとつ町民に、ここはこうですよと、ホッケー場も聞くところによると大したことがなかったとい
うことでございますので、そういったのを早く、実はこうしてこうできましたよと、それから、
これからはこうしてこう町を運営していきますよというところを出してもらいたい。

○議 長（横山富夫君） 要望ですか。

○9 番（藤本勝美君） 要望です。予算委員会には分かるようにしてください。

○議 長（横山富夫君） ほかにございませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

別冊の予算書をお出してください。

2ページ、第1表 歳入歳出予算から8ページ、歳入歳出予算事項別明細書最後まで質疑あり
ませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 9ページ、1款国民健康保険税から14ページ、10款諸収入、歳入最後ま
で質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 次に、15ページ、歳出1款総務費から21ページ、9款予備費、歳出最後
まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号、平成18年度玖珠町簡易水道特別会計予算の質疑を行います。

別冊の予算書をお出してください。

2ページから9ページ、歳入最後まで質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 10ページから12ページ歳出最後まで質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号、平成18年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の質疑を行います。

別冊の予算書をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号、平成18年度介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

別冊の予算書をお出してください。

2ページ歳入歳出予算、5ページまで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 7ページ、歳入歳出予算事項別明細書から14ページ、歳入10款町債、歳入最後まで質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 次に、16ページ歳出1款総務費から38ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書最後まで質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号、平成18年度玖珠町老人保健特別会計予算の質疑を行います。

別冊の予算書をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(横山富夫君) 議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号、平成18年度玖珠町水道事業会計予算の質疑を行います。

別冊の予算書をお出してください。

1ページ、平成18年度玖珠町水道事業会計予算から28ページ、予定貸付貸借対照表まで質疑

ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 次に、29ページ、予算明細書から44ページ、貯蔵品最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案第67号、土地の取得について質疑を受けます。

別冊です。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第67号の質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

日程第5 特別委員会の設置について

予算特別委員会及び基地対策特別委員会

○議 長(横山富夫君) 日程第5、特別委員会の設置についてを議題といたします。

おはかりします。

議案第60号から議案第66号までの7議案は、平成18年度一般会計並びに特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

10名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、平成18年度当初7議案は、10名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をすることに決しました。

次に、議会運営委員長から報告がありましたように、玖珠町議会委員会条例第5条により、当面する諸課題を調査研究する必要があるため、11名の委員をもって構成する基地対策特別委員会を設置し、審査の付託をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号及び要請1号は、11名の委員をもって構成する基地対策特別委員会を設置し、審査の付託をすることに決しました。

ここで委員会厚生を協議するため、暫時休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまま暫くお待ちください。

午後 1 時 19 分 休憩

午後 1 時 58 分 再開

○議 長（横山富夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 6 特別委員会委員の選任について

○議 長（横山富夫君） 日程第 6、これより特別委員会委員の選任を行います。

各特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長において指名することになっております。

これから特別委員会委員を指名いたします。

まず、予算特別委員会委員に

1 番 宿利俊行君	3 番 松本 義臣君	5 番 秦 時雄君	7 番 江藤徳美君
9 番 藤本勝美君	11 番 佐藤健次郎君	13 番 穴井丈洋君	15 番 安達宏彦君
17 番 繁田弘司君	19 番 小野菊男君		

の 10 名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました 10 名を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただ今設置されました予算特別委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第 7 条の規定により委員会において委員の互選になっております。委員の方々は正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

○議 長（横山富夫君） 再開をいたします。

ただ今、設置されました予算特別委員会委員長に 13 番 穴井丈洋君、副委員長に 1 番宿利俊行君が互選されました。

次に、基地特別対策委員会委員に

1 番 宿利俊行君	2 番 清藤一憲君	5 番 秦 時雄君	9 番 藤本勝美君
11 番 佐藤健次郎君	12 番 後藤 勲君	13 番 穴井丈洋君	15 番 安達宏彦君
16 番 片山博雅君	17 番 繁田弘司君	20 番 横山富夫	

の 11 名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました11名を基地対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただ今設置されました基地対策特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条の規定により委員会において委員の互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩をいたします。

○議 長（横山富夫君） 再開いたします。

ただ今設置されました基地対策特別委員会の委員長に、16番片山博雅君、副委員長に15番安達宏彦君が互選されました。

日程第7 上程議案並びに請願、陳情、要請の委員会付託

○議 長（横山富夫君） 日程第7、上程議案並びに請願、陳情、要請などの委員会付託を行います。

おはかりします。

議案第4号から議案第53号及び議案第67号の51議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第53号及び議案第67号の51議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、議案第60号から議案第66号までの7議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布いたしました付託票のとおり予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第66号までの7議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、陳情1件、陳情3件、要請1件につきましては、会議規則第95条の規定によりあらかじめお手元に配付してあります付託表のとおり、各常任、特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願 1 件、陳情 3 件、要請 1 件は、お手元に配付してあります付託表のとおり各常任委員会、特別委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明 7 日と 8 日は各常任委員会、9 日と 10 日は予算特別委員会となっております。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 04 分 散会

地方自治法第 123 条 第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 18 年 3 月 6 日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員